

令和5年度

地域活動推進費補助金の申請について

昨年から、手順に変更はありません！

※令和3年4月1日から申請書の様式が一部変更されていますので、最新のものをお使いいただくようお願いします。



1 地域活動推進費補助金

夏祭りなどのイベント開催、総会の開催や各種団体への会費など、自治会町内会の活動全般に対して支払われる補助金です。

(1) 補助金額

補助金の算出方法は、以下のAかBのうち、いずれか低い方の金額になります。

【A】 $170円 \times \text{加入世帯数 (令和5年4月1日)} + 17万円$

【B】 $(\text{補助対象経費} - 12万円) \times 1/3 + 12万円$

補助対象経費…自治会町内会の活動費のうち、①～④を除外した経費

- ①他の補助金を利用している活動費（こうなん地域美化活動補助金 等）
- ②祝金、寄付金、募金、香典 等
- ③交流会関係（慰労会費、親睦会費、賀詞交換会費、忘年会費 等）
- ④積立金、予備費、次期繰越金

⇒詳しくは、「補助対象経費・補助対象外経費の例」をご確認ください。

(2) 申請の流れ

	時期	自治会町内会	区役所
今回	① ～8月	申請 ※前年度報告と同時	⇒ 「交付決定通知書」の送付
	② 8月頃～	交付請求	⇒ 補助金の交付
	③ 翌年5月	活動報告 ※翌年度申請と同時	⇒ 「確定通知書」の送付 (余剰金の返還が生じる場合は、 納付書を送付します。※)

※余剰金の返還とは・・・

補助金を前払いでお支払いしています。上記③で、補助金額の確定をしますが、自治会町内会の支出（対象経費）が少ないと余剰金の返還が発生します。

余剰金が発生する場合： $\text{補助金額} > (\text{補助対象経費} - 12万円) \times 1/3 + 12万円$

2 提出期限ほか

(1) 提出期限

令和5年8月31日(木)まで※ 郵送か電子メールまたは地域振興課窓口へ持参

※例年、5月末を提出期限としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長しています。

(2) 提出書類

次ページ「補助金提出書類チェックリスト」のとおり

(3) 注意事項

- ア 申請及び報告時の代表者印の押印は不要ですが、訂正がある場合は、代表者印の押印が必要です。(訂正は二重線見え消しで代表者印を押印し、正しい内容を書いてください。)
- イ 各様式は送付した書類かHPからダウンロードしてご使用ください。
- ウ 補助対象経費で1件100万円以上になることが見込まれるときは、原則として市内事業者による入札または見積もり合わせをする必要があります。

(4) 電子メールによる相談及び申請について

窓口にお越しいただくことが難しい場合は、電子メールでのご相談も可能です。収支決算書(総会資料で代用可)や収支予算書(総会資料で代用可)をお送りいただければ、担当が補助金額の計算を行い、電子メールにてお返しすることができます。

また、必要な書類を電子メールに添付しての申請及び報告が可能です。

(代表者印が押印されている場合は電子メールでの申請及び報告ができません。)



分からない時は・・・

上記提出書類を持って、地域振興課(区役所5階54番窓口)にお越しください。随時、相談も受け付けております。電子メールでの相談もできます。

5月13日(土)には、事前予約制での補助金個別相談会を予定しています。

【担当】 港南区役所地域振興課地域運営推進係

山崎、星野

〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10

電話：847-8391 FAX：842-8193

電子メール：kn-chishin@city.yokohama.jp

補助金提出書類チェックリスト ～申請・報告の際にご活用ください～(連合版)

(1) 令和4年度 地域活動推進費補助金実績報告に必要な書類

- ① 活動実績報告書 (第6号様式)
- ② 事業実績報告書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支決算書 (総会資料で代用可)
- ④ 補助対象経費に係る領収書 (10万円未満・公共料金に係るものを除く)

(2) 令和5年度 地域活動推進費補助金交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書 (第1号様式)
- ② 事業計画書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支予算書 (総会資料で代用可)
- ④ 規約 (変更がない場合は不要)
- ⑤ 総会資料

※申請書等の様式は、区連会HPにも掲載しております。

港南区連会

検索

